

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和3年度松阪市飯高老人福祉センター運営委員会
2. 開催日時	令和3年5月24日（月） 午前10時～10時40分
3. 開催場所	松阪市飯高老人福祉センター 集会室
4. 出席者氏名	（委員）◎ 田中鈴兒、○向坂文一、服部八恵子、宮藺秋子、石川圭一：健康福祉部福祉担当理事兼福祉事務所長、村林由美子：企画振興部飯高地域振興局長 （◎委員長、○副委員長） （事務局）坂本義文：飯高地域振興局地域住民課長兼飯高老人福祉センター所長、竹内信介：飯高地域住民課職員
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担当	松阪市飯高地域振興局地域住民課 TFL 0598-46-7112 FAX 0598-46-1092 e-mail chiju.taka@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- ・委員長及び副委員長の選任
- ・令和2年度松阪市飯高老人福祉センター利用状況について
- ・令和2年度松阪市飯高老人福祉センター管理運営事業費決算について
- ・令和3年度松阪市飯高老人福祉センター利用計画について
- ・令和3年度松阪市飯高老人福祉センター管理運営事業費予算について
- ・その他

議事録

別紙

令和3年度松阪市飯高老人福祉センター運営委員会議事録

日時：令和3年5月24日（月）

午前10時～午前10時40分

場所：松阪市飯高老人福祉センター 集会室

司 会 本日は、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただいまより、飯高老人福祉センター運営委員会を開催させていただきます。

会議に先立ちまして皆様に報告をさせていただきます。運営委員の「飯Ne！！代表」の佐々木尚子委員が所用のため欠席されるとのご連絡をいただいています。

運営委員会は、過半数以上の委員の出席で成立をいたしますので、この委員会は成立しましたことをご報告させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、飯高地域振興局の村林局長よりご挨拶を申し上げます。

局 長 （あいさつ）

司 会 続きまして、事項書2「運営委員のご紹介」をさせていただきます。

（各委員を紹介）

司 会 運営委員の委嘱でございますが、お席に委嘱状を置かせていただいております。

期間は、令和3年4月1日から年度末の令和4年3月31日までということでございます。

委員の皆様には、1年間よろしくお願い致します。

司 会 それでは、事項書3に移らせていただきます

委員長及び副委員長の選任ということでございます。よろしければ、事務局案をご提案します。いかかでしょうか。

（委員・・・異議なしの発言）

司 会 ありがとうございます。それでは、「委員長」に宮前まちづくり協議会会長の田中矜兒様「副委員長」に宮前公民館長の向坂文一様をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

全 員 （承認）

司 会 委員長、副委員長を代表して田中委員長より就任のご挨拶をいただきたいと思ひます。

委員長 （あいさつ）

司 会 ありがとうございます。それでは、田中委員長に会議の議長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

委員長 それでは、事項書4の「議題」に入らせていただきます。

議題1の「令和2年度飯高老人福祉センター利用状況について」と議題2の「令和2年度飯高老人福祉センター管理運営事業費決算について」は関連がありますので、一括議題にしたいと思います。

事務局からの説明をお願いします。

事務局 （事務局説明）

委員長 説明が終わりました。皆さま、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（委員・・・意見なし）

委員長 それでは、皆様にお諮りをいたします。

この2つの議題について、皆様のご承認をいただけますでしょうか。

全 員 (承認)

委員長 ありがとうございます。承認をいただきましたので、次の議題に移らせていただきます。議題3「令和3年度飯高老人福祉センター利用計画について」と議題4「令和3年度飯高老人福祉センター管理運営事業費予算について」は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。

委員長 事務局からの説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)

委員長 説明が終わりました。皆さま、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委員・・・意見なし)

委員長 それでは、皆様にお諮りをいたします。この2つの議題について、皆様のご承認をいただけますでしょうか。

全 員 (承認)

委員長 これで、議題の内容は終了いたしました。ありがとうございます。

事務局 それでは事項書5の「その他」の項に移らせていただきます。まず、事務局から飯高老人福祉センター使用料の改正について、ご説明をさせていただきます。

(事務局から説明)

事務局 このことについて何かご意見等はございますか。

委 員 現在、談話室を老人クラブが活動に使っていますが、使用料の見直しがされた場合どうなりますか。

事務局 老人クラブの活動は、地域団体が地域活動のために使うという考え方で、免除対象になります。

事務局 他に委員の皆様から飯高老人福祉センターの運営全般について、何かご意見などございませんでしょうか。

(委員・・・意見なし)

事務局 ご意見等がないようですので、以上をもちまして「松阪市飯高老人福祉センター運営委員会」を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。